

みんなで育てよう! 協働のまちづくり



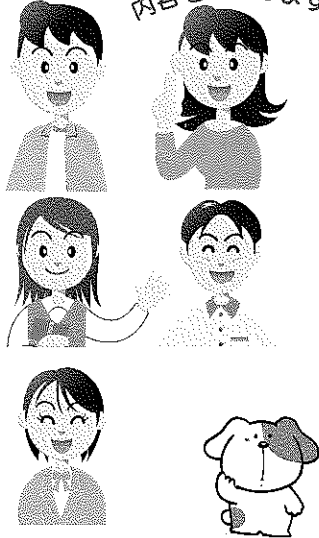
協働のまちづくりを推進する

自治基本条例・市民参加条例・市民活動推進条例を紹介します

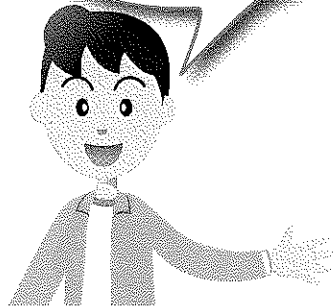
久喜市

協働のまちづくりを推進する3条例

私たち家族が条例の内容を紹介します。



3条例とは、自治基本条例・市民参加条例・市民活動推進条例の3つの条例のことをいいます。

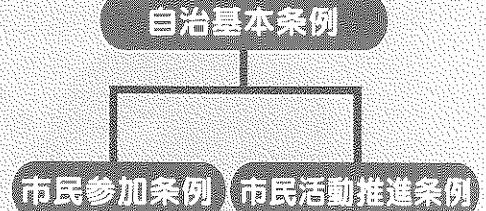


3条例は、なぜ必要なの？

地域で暮らす皆さんの声を十分に反映して、より暮らしやすい地域社会を築いていくという地方分権時代を迎え、市として自らの決定と責任でまちづくりを進めることが、強く求められています。このような状況の中、「自分たちのまちは自分たちがつくる」という考えのもと、市民の皆さんと市がより良いパートナーとして、お互いの知恵と力を出し合いながら、まちづくりを進めていくことが一層重要となります。

そのため、久喜市のまちづくり（自治）を市民のみなさんとともに進めていくために、市政運営の基本理念と基本的ルールを定めた「自治基本条例」が、平成17年3月に施行されました。

そして、自治基本条例の理念を具体的実現するための両輪となる「市民参加条例」・「市民活動推進条例」が、平成19年4月に施行されました。



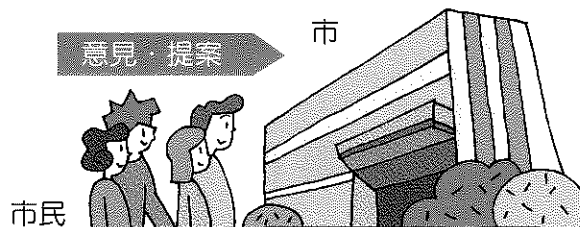
※協働とは…市民の皆さんと市がそれぞれの役割・責任のもとで、協力して公共的課題の解決に当たることをいいます。

3条例ができてどうなるの？

条例ができただけでは、何も変わりません。市民の皆さん、議会、市が「新しい公共の原則」に基づき、共に力を合わせて、条例を運用していくことが大切です。

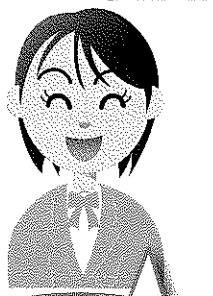
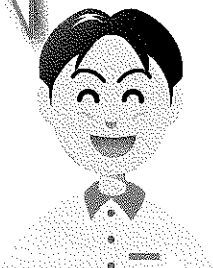
市民参加条例及び市民活動推進条例が施行されたことで、市民参加、市民活動のガイドライン（大まかな指針）が出来上がりました。これにより、市政へのより一層の市民参加、市民活動の推進が図られ、市民の皆さんとの協働のまちづくりが推進されます。これからは、自治基本条例の理念を「官・民」、「公・私」といった枠をこえて、行政、企業、市民団体や個人等がそれぞれの役割に応じて連携・協力をしながら、まちづくりに取り組んでいくこととなります。

協働のまちづくり



自治基本条例の概要

自治基本条例は、久喜市のまちづくりを進める上での、基本ルールだよ。



まちづくりの主役である私たち市民が、積極的にまちづくりに取り組むことが必要ね。

久喜市の憲法にあたる条例です。

自治基本条例は、市政運営のための最も基本的な条例です。他の条例、規制等は、この条例の考え方を最大限に尊重することも定めています。つまり、国でいうならば、最高法規である憲法と同じような位置付けにあるといえます。

豊かな地域社会づくりを目指す条例です。

この条例の目的は、「個性豊かで活力に満ち、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現する」ことです。自治基本条例は、将来の豊かな地域社会の創造に向けた指針という意味も持っています。

久喜市のまちづくりの基本的な考え方と仕組みを定めた条例です。

自治基本条例の目的を実現するための基本的な考え方として、「新しい公共の原則」に基づき「協働のまちづくり」を進めることが明記されました。さらに、市や議会等の責務や市政運営に関する基本的な事項として、情報公開及び共有、参画及び協働の仕組みなどについても定められています。

市民のみなさんをまちづくりの主役として位置付けた条例です。

市民のみなさんは、久喜市のまちづくりの主役です。そこで、市民の権利を定める一方、責務として、自らができる範囲で、まちづくりに主体的に取り組むように定めています。

時と共に成長する条例です。

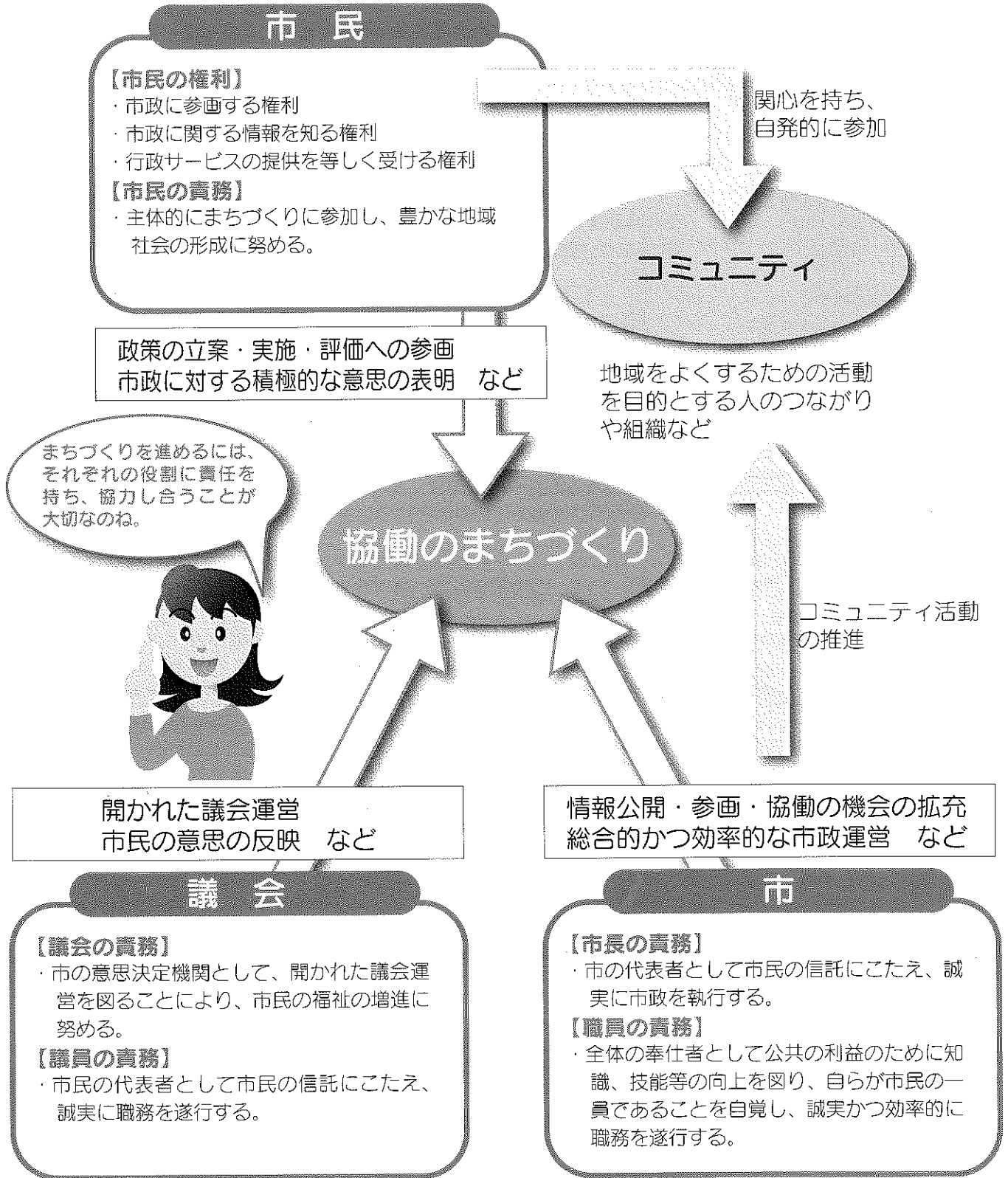
自治基本条例は、本市のまちづくりを進める中で、実際に運用しながら得られる経験の積み重ねや時代の変化に合わせて、市民と議会及び市がともに条例を育むように絶えず見直し、改善を図っていこうという考えでつくられています。

<自治基本条例の基本原則>

- 1 互いの人権を認め合い、共に個人として尊重される地域社会
- 2 市政に関する情報を共有し、市民が自ら参画・協働する地域社会
- 3 自主的で自立的なコミュニティが形成され、活力に満ちた地域社会
- 4 男女が互いに認め合い、共に責任を分かち合う地域社会
- 5 環境への負荷の少ない、持続的な発展が可能な循環型の地域社会

「協働のまちづくり」ってどういうこと？

市民・議会・市は、共通の目的である豊かな地域社会づくりに向けて、「新しい公共の原則」に基づき、共に力を合わせて公共の領域を担い、「協働のまちづくり」を進めます。



久喜市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 基本原則(第3条)
 - 第3章 市民の権利及び責務(第4条・第5条)
 - 第4章 市等の責務(第6条—第8条)
 - 第5章 市政運営(第9条—第15条)
 - 第6章 議会等の責務(第16条・第17条)
 - 第7章 情報の公開及び共有(第18条—第20条)
 - 第8章 コミュニティ活動の推進(第21条)
 - 第9章 参画及び協働(第22条—第24条)
 - 第10章 広域的な連携及び協力(第25条・第26条)
 - 第11章 自治基本条例委員会の設置(第27条)
 - 第12章 この条例の位置付け等(第28条・第29条)
- ### 附則

久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し、平坦で豊かな自然に恵まれた地域として、提灯祭等多彩な伝統と文化を育み、今日に受け継いでいる。

私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、市民憲章の制定、人間尊重・平和都市宣言等を通じ、様々な取組を行い、よりよい久喜市をつくるための努力を積み重ねてきた。

しかし、21世紀を迎え、久喜市を取り巻く社会環境は大きく変貌しつつある。これまでの中央集権型の行政から地方分権型の行政への移行に伴い、地方自治の再構築が要請されており、また、少子高齢化の進行、高度情報化の進展、社会の成熟化による住民意識の多様化等は、住民生活に直結する福祉、教育、環境等の様々な行政課題の見直しや改革を迫るものとなっている。

このような認識の下に、市は、市民の信託にこたえるため、市民に開かれた市政運営を行い、私たち市民は、自らが市政に参画し、市と協働して、共に地域社会を築き上げていかなければならない。

市民と市は、新しい公共の原則に基づき、共に力を合わせて公共の領域を担い、そして個人の人格を互いに尊重し、認め合いながら平和で暮らしやすい地域社会をつくり、次世代に受け渡していくことを誓う。

ここに、久喜市の市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにし、久喜市政の全般にわたる指針として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、久喜市(以下「市」という。)における市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働の仕組みに関する基本的事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ち、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。
- (2) 参画 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることをいう。
- (3) 協働 市民及び市がそれぞれの役割及び責任の下で、協力して公共的課題の解決に当たることをいう。
- (4) 新しい公共の原則 市民及び市が協働による自治の下で、それぞれ適切に役割を分担して、公共の領域を担うことをいう。
- (5) コミュニティ 今暮らしている地域をより良くすることを目的とし、多様な活動への参画を通して形成されるつながり、組織及び集団をいう。

第2章 基本原則

第3条 市民及び市は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めなければならない。

- (1) 互いの人権を認め合い、共に個人として尊重される地域社会
- (2) 市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、協働する地域社会
- (3) 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ちた地域社会
- (4) 男女が互いに認め合い、あらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う地域社会
- (5) 環境への影響を優先的に配慮し、環境への負担の少ない持続的な発展が可能な循環型の地域社会

第3章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に参画する権利を有する。
2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。
3 市民は、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、主体的にまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に努めるものとする。

第4章 市等の責務

(市の責務)

第6条 市は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に必要な施策を講ずるとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。
- (2) 市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めること。

(3) 計画的で、効果的かつ総合的な行政運営に努めること。

(4) 社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編制に努めること。

(市長の責務)

第7条 市長は、市の代表者として市民の信託にこたえ、誠実に市政を執行する責務を有する。

(職員の責務)

第8条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、自らが市民の一員であることを自覚し、誠実かつ効率的に職務を遂行する責務を有する。

第5章 市政運営

(総合振興計画の策定と進行管理)

第9条 市は、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

2 市は、基本構想及び基本計画等(以下「総合振興計画」という。)を効果的にかつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めなければならない。

(行政手続)

第10条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。

(説明責任)

第11条 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(意見、要望、苦情等への対応)

第12条 市は、市民の市に対する意見、要望、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

第13条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民も参画する外部評価を取り入れた行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるとともに、公表するよう努めなければならない。

(健全な財政運営)

第14条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、市民に分かりやすく財政状況を説明するため、財政状況の公表に関し法令及び別に定める条例により、これを公表するものとする。

3 市は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産

の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(審議会等)

第15条 市の審議会、懇話会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任に当たっては、別に条例で定めるところにより、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

2 審議会等の会議は、別に条例で定めるところにより、公開するものとする。

第6章 議会等の責務

(議会の責務)

第16条 議会は、市の意思決定機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、市民の福祉の増進に努めなければならない。

(議員の責務)

第17条 議員は、市民の代表者として、市民の信託にこたえ、誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。

第7章 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第18条 市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 市は、別に条例で定めるところにより、市民が自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障し、個人情報の保護制度の確立に努めなければならない。

(情報の有効活用等)

第20条 市は、市民との情報の共有及び総合的な情報化の推進を図るため、市の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理するよう努めなければならない。

第8章 コミュニティ活動の推進

第21条 市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動(以下「コミュニティ活動」と総称する。)に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。

2 市は、活力のある地域社会の実現に寄与するコミュニティ活動の推進を図るため、別に条例で定めるところにより、これを支援するものとする。

第9章 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第22条 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民が参画できるよう、別に条例で

定めるところにより、その機会の拡充に努めるものとする。

- 2 市民及び市は、新しい公共の原則に基づき、相互に信頼し、尊重し合い、及び協働するよう努めるものとする。
(住民投票)

第23条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。

- 2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。
- 3 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。
(市民意見提出制度)

第24条 市は、別に条例で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が意見を述べるができる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

第10章 広域的な連携及び協力

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

- 第25条 市は、共通する課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に広域的な連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。
(国際社会との交流及び連携)

第26条 市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。

第11章 自治基本条例委員会の設置

第27条 市に、久喜市自治基本条例委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。
- 3 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 公募による市民
(2) 市内で事業を営み、又は活動するものの代表者
(3) 地方自治に関し識見を有する者
- 5 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第12章 この条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第28条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

(この条例の見直し)

第29条 市は、社会、経済等の情勢の変化に対応するため、必要に応じ、この条例を見直すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。
(久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成2年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。
別表第1 固定資産評価審査委員会の項の次に次のように加える。

自治基本条例委員会委員	日額 6,000円
-------------	-----------

別表第2 固定資産評価審査委員会の項の次に次のように加える。

自治基本条例委員会委員	2,000円
-------------	--------

附 則(平成17年10月26日条例第29号)
(施行期日)

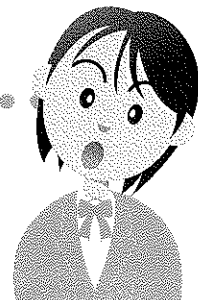
- 1 この条例は、公布から施行する。

市民参加条例の概要

市民参加の定義 (第2条)

市民参加ってなんだろう？

条例でいう市民参加とは、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の皆さんが市政に関して意見を述べ、又は提案することをいいます。



市民の責務 (第3条)

市民参加をするにあたっての心構えは？

- ・自らの発言と行動に責任を持って参加するよう努めること
- ・自主的かつ主体的に参加するよう努めること
- ・市民全体の利益を考慮して参加するよう努めること

市の責務 (第4条)

市民参加を求めるにあたっての責務は？

- ・分かりやすい情報提供、市民との情報の共有に努めること
- ・市民への説明責任を果たすよう努めること
- ・市民参加の機会の確保と拡充に努めること
- ・市民の意向を把握し、施策に反映させるよう努めること

市民参加の対象 (第5条)

どういったときに市は市民参加を求めるの？

次の施策（対象施策）を行うときには、必ず市民参加を求めます。

- 基本構想・基本計画の策定・変更
(総合振興計画の基本構想・基本計画、環境基本計画など)
- 基本方針を定める条例の制定・改廃
(自治基本条例、総合福祉条例、環境基本条例など)
- 市民に義務を課し、権利を制限する内容の条例の制定・改廃
(空き缶のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例、空き地の環境保全に関する条例など)
- 市民生活に重大な影響を及ぼす条例の制定・改廃
(情報公開条例、個人情報保護条例など)
- 大規模な市の施設の設置に係る基本計画等の策定・変更
(設置に係る費用が3億円以上の公民館・公園などを新設する場合の基本計画など)

ただし、次に該当するものは、市民参加を求めないものとします。

- 軽易なもの
(引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正など)
- 緊急に実施するもの
(災害等の発生など緊急な対応を要する場合など)
- 法令の規定により実施するもの
(税法などによって一定の基準が定められているもの)
- 市の内部の事務処理に関するもの
(職員の定員適正化計画など)
- 市税等の賦課徴収に関するもの
(市税、負担金、使用料及び手数料を定める条例など)

市民参加の対象施策

市民参加の対象施策のうち
市民参加を求めないもの

市民参加の対象施策以外の施策
(市は市民参加を求めることができる)

市民参加の方法 (第6条)

どんな方法で参加できるの？

市は、市民参加の対象施策を実施しようとするときは、次の市民参加の方法のうち1以上の方法により、市民参加を求めます。

■審議会等への付議

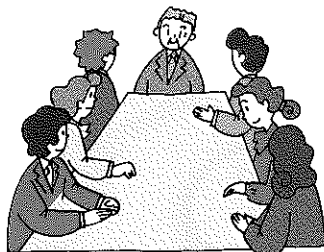
審議会等への付議とは、市が課題等を協議していただくために、市民、学識経験者などを構成員とした附属機関等を設置し、意見・提案をいただくことです。

多くの市民の皆さんに審議会等の委員として参加していただくため、委員の選任基準として、委員総数に占める公募委員の比率や男女の登用比率等を定めています。

・委員公募における応募資格 18歳以上の市内に居住し、通勤し、又は通学する方

※付議(ふぎ)とは……会議にかけるとをいいます。

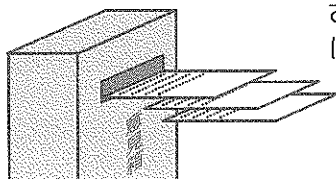
※公募(こうぼ)とは……広く市民の皆さんから委員を募集することをいいます。



■市民意見提出制度 (パブリック・コメント) の実施

市民意見提出制度の実施とは、市が計画等の案を公表した上で、市民の皆さんからの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表することです。

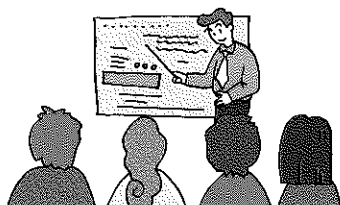
・事前公表事項 条例・計画の案、概要及び資料など
・意見の募集期間 30日以上の間を設ける



■市民説明会の開催

市民説明会の開催とは、市が実施事業等の内容説明を行った上で、市民の皆さんと市及び市民の皆さん同士で意見交換を行い、意見・提案をいただくことです。

・事前公表事項 条例・計画の案に関する資料など



■ワークショップの実施

ワークショップの実施とは、複数の市民の皆さんとの一定の合意形成を図るために行う手法で、市民の皆さんと市及び市民の皆さん同士の自由な議論を通して意見・提案をいただくことです。

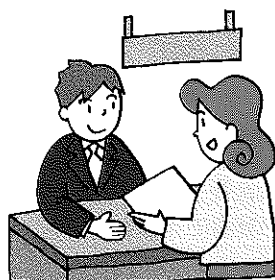
・事前公表事項 条例・計画の案に関する資料など



■市民政策提案制度の実施

市民政策提案制度の実施とは、市が市民の皆さんに具体的な政策の提案を求め、提案内容の検討を行い、意思決定を行うとともに、提案に対する考え方を公表することです。この制度は、市民参加条例第5条第1項に定められている対象施策について、市民の皆さんが自発的に提案することもできます。

・政策提案ができる方 13歳以上の市内に居住し、通勤し、又は通学する方
※政策提案をするには、5人以上の連署が必要です。



■その他、市が適当と認める方法

アンケートの実施、フォーラムの開催、新たに創造される市民参加の方法など

市民参加推進員制度 (第16条)

市民参加推進員は何をするの？

市民参加推進員制度とは、市民参加推進員に登録いただいた市民の皆さんに、市から市民参加に関する情報が送付され、この情報に基づき、自ら積極的な市民参加に努めていただくとともに、多くの市民の皆さんに対して市民参加の働きかけを行っていただくという市民の皆さんのネットワークを活用した制度です。

・市民参加推進員に登録できる方

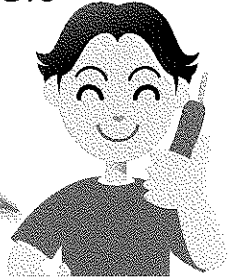
13歳以上の市内に居住し、通勤し、又は通学する方



市民参加推進員

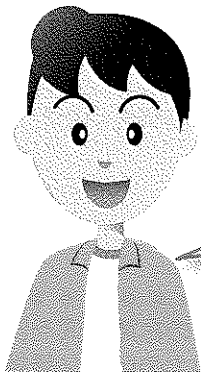
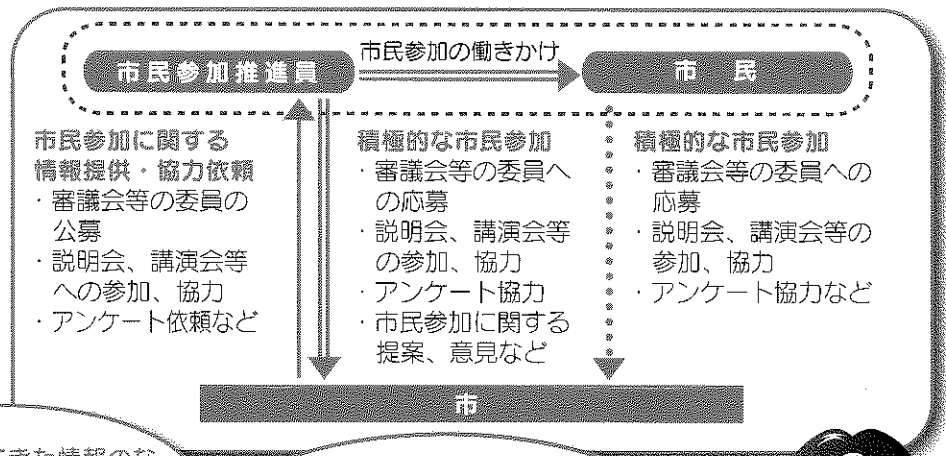
今、市で意見募集をやっている、意見を出そうと思っているんだけど、あなたも意見を出してみない？

そうなんだ。少し興味があるから、意見を出してみようかな。



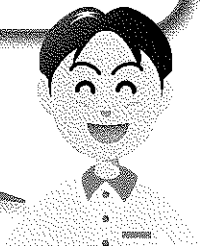
友人

●●●●●市民参加推進員制度のイメージ●●●●●



市から送られてきた情報のおかげで、興味のあるものだけに参加すればいいんだよ。

そうなんだ！それなら気軽に参加できるよ！
13歳でも登録できるから、さっそく僕も登録してみよう！

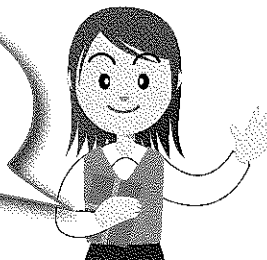


市民参加計画 (第17条)

市民参加計画ってどんなもの？

市民参加計画とは、年度初めに市が行う市民参加の実施予定を、広報、市民参加のページ(市のホームページ)、市民参加コーナーにて、市民の皆さんにお知らせするものです。市は、この計画に沿って施策を実施し、市民の皆さんは計画的に市政に参加していただけます。

一覧になっているから、予定もたてやすいし、興味があるものも見つけやすいわ！



【審議会等】

審議会等の名称	実施時期	内容	担当課
〇〇審議会	4月	委員公募(3人)	〇〇課
	6月~12月	〇〇計画についての審議	

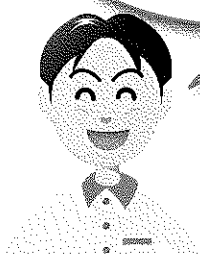
【市民意見提出制度(パブリック・コメント)】

提案書の条件名	実施時期	内容	担当課
〇〇条例	11月	〇〇条例についての意見募集	〇〇課

市民参加コーナーとは？

市民参加コーナーとは、公共施設に設置されている市民参加の情報等をまとめて公表する常設のコーナーをいいます。

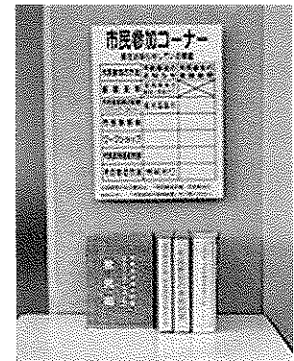
市民参加コーナーに行けば、市が市民参加を求めている情報がわかるんだね。



■市民参加コーナーにある情報

- 市民参加計画及び実施状況
- 市民参加のお知らせ
 - ・ 審議会等の委員募集（公募）・開催
 - ・ 市民意見提出制度（パブリック・コメント）に基づく意見募集
 - ・ 市民説明会の開催
 - ・ ワークショップの参加者募集・開催
 - ・ 市民政策提案制度に基づく提案募集
 - ・ その他市民参加を求める情報
- 市民参加の実施結果
 - ・ 市民参加のお知らせに基づく結果の情報

市民参加コーナー



※市民参加コーナーは、市役所1階ロビー、公文書館、ふれあいセンター久喜、中央公民館、東公民館、西公民館・清久コミュニティセンター、市立図書館、総合体育館第1体育館に設置してあります。

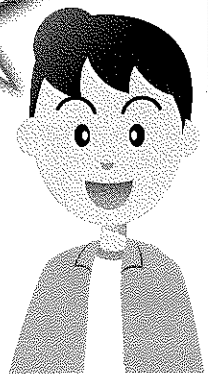
市民参加のページとは？

市民参加のページとは、市民参加の情報等を市のホームページでまとめて公表するページのことです。

■市民参加のページにある情報

- ・ 市民参加の方法（市民参加のお知らせ・実施結果）
- ・ 市民参加条例の解説など
- ・ 市民参加計画及び実施状況
- ・ 市民参加推進員制度

市のホームページからでも最新の市民参加の情報を見ることができるから、忙しくて市民参加コーナーに行けない人でも、自宅のパソコンなどから簡単に情報を得ることができるんだね！



市民参加のページ

平成19年4月1日に、市民参加の具体的な手続きを定めた「久喜市市民参加条例」が施行されました。この条例が施行されたことにより、市民の皆様の見解を、施策に反映するための仕組みが整いました。市民の皆様には、協働のまちづくりを推進するにあたり、今まで以上に市政に関心を持っていただくとともに、積極的な市民参加をお願いします。

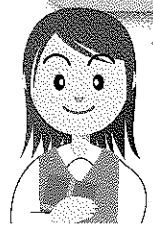
市民参加条例 市民参加条例 条例、規則、条例の解説、シラフット制定過程	市民参加計画 市民参加計画 市民参加の実施予定、実施状況
市民参加の方法 審議会等の開催 市民意見提出制度（パブリック・コメント） 市民説明会 ワークショップ 市民政策提案制度 その他参加の方法	市民参加推進員制度 市民参加推進員制度 市民参加推進員への選任

市民の皆様への参加を
お待ちしております！

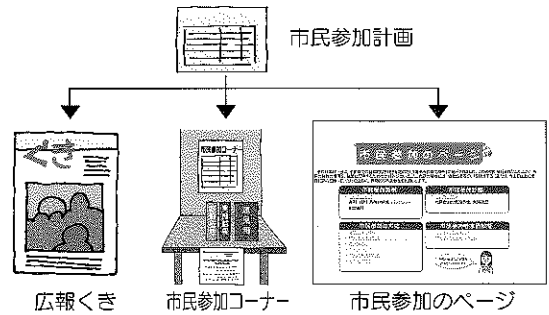
市民参加の情報の公表は？

市民参加計画を公表するとともに、計画に掲載された情報を広報等で公表します。

いろいろな方法で市民参加の情報が公表されているから、自分に合った方法で情報を確認できるのね！



※紙面の都合等により、公表される情報は若干異なります。

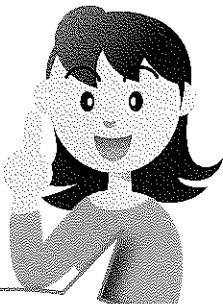


市民活動推進条例の概要

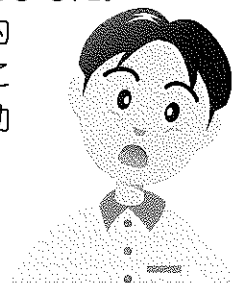
市民活動推進条例制定の背景

地域社会が抱える問題や市民のニーズに対して、行政だけで対応することが難しくなっています。このような状況の中で、市民の皆さんが進んで地域のため、広く社会のために取り組んでいる様々な活動があります。市では、このような市民活動の重要性を認識し、さらに市民活動の推進を図るため、条例を制定しました。

この条例は、市民活動を推進するための基本的な理念や市の基本施策について定めたもので、この条例に基づいて、次ページ以降で紹介する補助制度などの事業に取り組んでいます。



市民活動が活発になることで、協働のまちづくりにつながるのね。



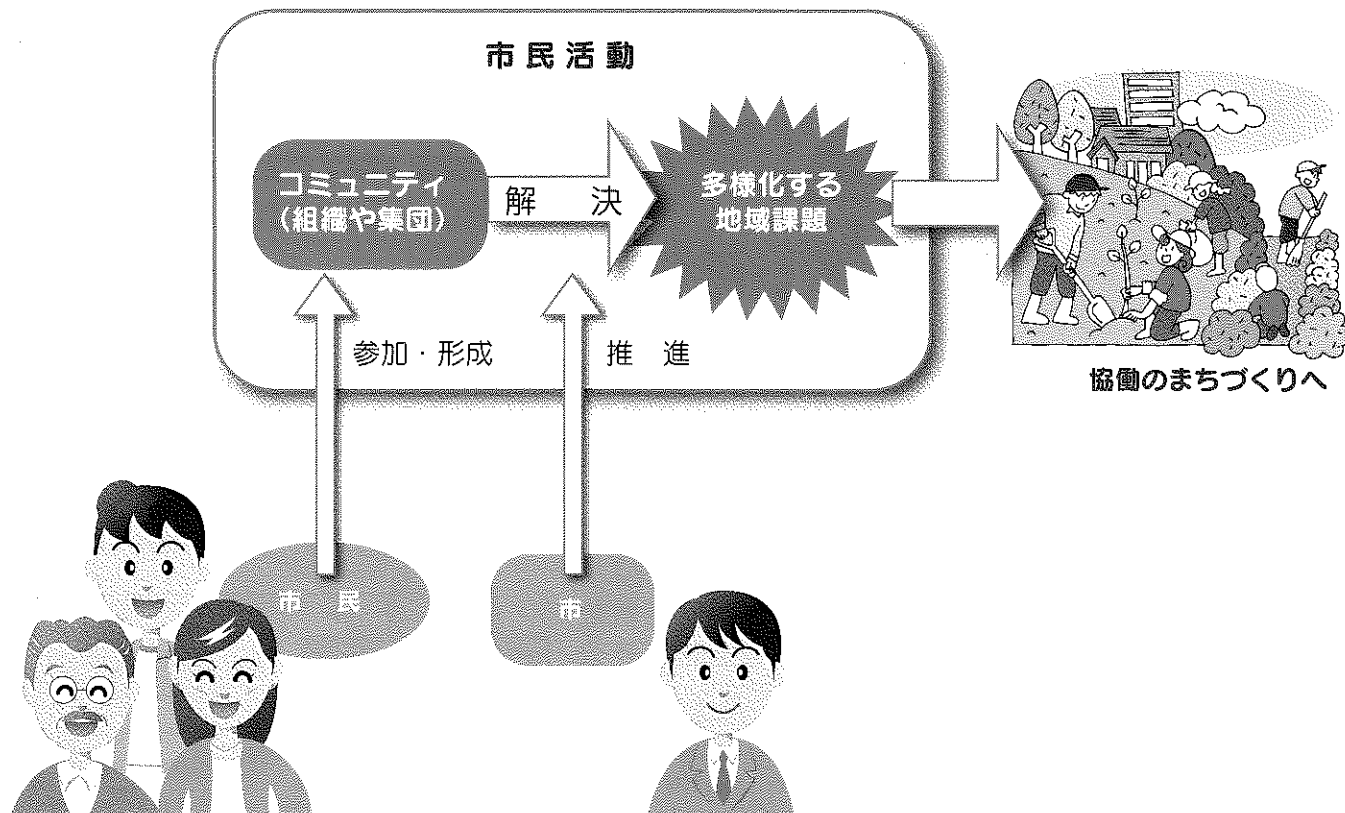
市民活動ってなんだろう？

市民活動とは、市民の皆さんが様々なコミュニティを通して、地域のため、社会のために行う活動のことです。例えば、環境保全に関する活動、防犯活動、子育て支援、こどもの健全育成に関する活動などが挙げられます。

ただし、営利や宗教、政治、選挙を目的とする活動は除きます。

市民活動の定義 (第2条)

市民活動推進のイメージ



市民活動推進補助制度

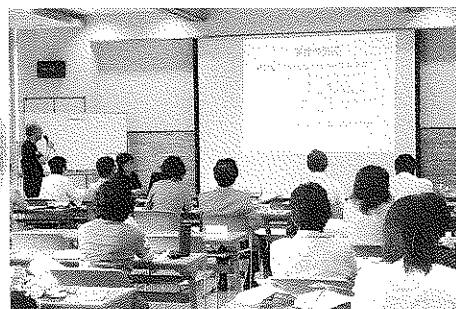
市民活動推進補助金は、市民活動推進基金と福祉基金を財源とした、公募型の補助制度です。応募された事業は、全て市民で構成する自治基本条例委員会での審査を通して選考します。



補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市内で主に活動していること。 ・構成員が5人以上であること。 ・団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。 ・事前で開催する募集説明会に出席していること。
補助対象事業	市民活動であって、主に久喜市内で行われる事業または主に久喜市民を対象とした事業です。(特定の地区や特定の個人・団体を対象とした事業及び国又は地方公共団体等から他の制度による補助金の交付を受けている事業は対象外となります。)
補助対象経費	<p>応募事業の実施に直接必要となる経費</p> <p>※ただし、団体の事務所等を維持するための経費や団体の構成員の会合における飲食費などは対象外となります。</p>
選考方法	公開審査会（プレゼンテーション）において、自治基本条例委員会が審査します。市は、委員会からの審査結果を参考に補助事業を選考します。

補助金の区分と補助金額

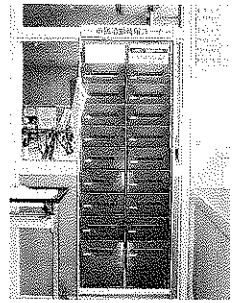
補助区分	初期的補助	発展的補助
補助対象	これから活動を始める、又は始めたばかりの団体が、その活動を軌道にのせるための事業	すでに活動を行っている団体が、これまで行ってきた活動の充実を図る事業又は新たに展開する事業
団体の条件	国又は地方公共団体等から補助を受けたことのない団体	——
補助金額の上限	50,000円	200,000円
補助率	10/10以内	3/4以内
交付回数の制限	1団体1回まで	——



公開審査会の様子

市民活動情報 コーナー

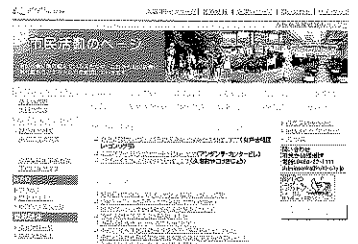
市民活動に関する情報交換の場として、市民活動情報コーナー（パンフレットラック）を設置しています。市民活動団体が主催するイベントや団体の活動情報などを紹介したパンフレットやチラシを配架できます。是非ご活用ください。



市民活動情報コーナー

市民活動の ページ

市民活動のページは、市民活動に関する団体の紹介やイベント情報などを掲載している市ホームページ内にあるウェブサイトです。団体の皆さんから寄せられた情報のほか、市民活動に関する市や県からのお知らせも掲載されていますので、ぜひご覧ください。



市民活動のページ

市民提案型 協働事業

これまで、市民活動団体のみなさんと市が協働して事業を行おうとする場合には、団体も担当課も協働の相手を自分で探し、直接交渉しながら事業を実施していました。

平成 20 年度からは、市民活動団体と市が協働事業に取り組む方法の 1 つとして、協働事業を市民から提案できる仕組みをスタートしています。市民提案型協働事業は、市の設定した事業（テーマ）に対して、市民活動団体から事業提案を募集し、一定の手順の後、市の委託事業として実施します。

団体交流・ 人材育成

市民活動団体間の意見交換会やこれからの市民活動の担い手を育成するための講座などを開催しています。その他、市民活動団体の方々にお集まりいただき、情報交換や交流の場なども設けていきます。

市民活動 推進基金

市民活動推進基金は、多くの皆さんからの寄附金と市の積立金で構成されています。

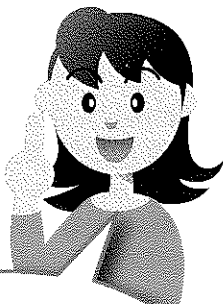
皆さんからご協力いただいた寄附金等は、基金を経由して様々な市民活動を支えることとなります。そして、そのような活動（市民活動）が活性化されることにより、地域課題の解決や、より豊かな地域の実現を目指していきます。

皆さんの思いが集まることで、より大きな力が生まれますので、市民活動推進基金へのご協力をよろしくお願いいたします。

<寄附の方法>

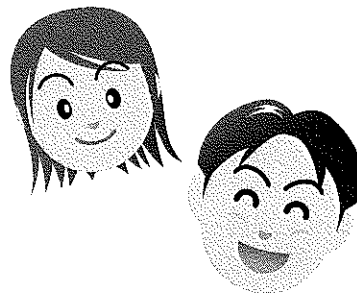
市民活動推進基金へは、次の 3 つの方法でご協力いただけます。

①市民活動サポーター（窓口等での寄附）



わたしたちが基金へ寄附をすることで、市民活動を応援することができるのね。

市民参加推進課の窓口で、寄附をお受けする方法で、市民活動を応援する「市民活動サポーター」として登録していただきます。登録をしていただきますと、メッセージ付でご紹介させていただきます。また、税法上の優遇措置を受けることも可能です。



②市民活動推進募金箱

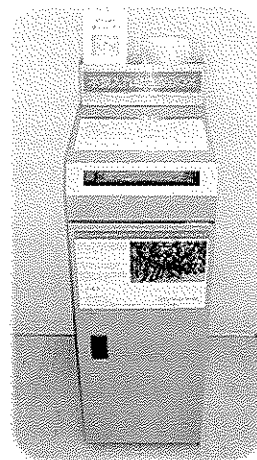
市内商店や公共施設などに設置している募金箱から寄附をすることができます。※お名前の公表はしませんので、あらかじめご了承ください。



③不要入れ歯リサイクル

不要入れ歯がいろいろなところで役に立つなんて、びっくりだよ。

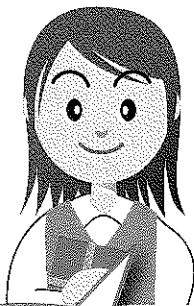
市では、NPO 法人日本入れ歯リサイクル協会への事業協力として、不要入れ歯の回収を行っています。入れ歯の金属部分には貴重な金属が含まれているため、これらを回収しリサイクルすることで得られた収益が、日本ユニセフ協会と市民活動推進基金に寄附される仕組みです。市役所1階ロビーとふれあいセンター久喜事務室前に回収ボックスを設置しています。家庭等で、不要になった入れ歯がありましたら、リサイクルにご協力下さい。



《回収方法》

- ①入れ歯の汚れを落とし、熱湯などでよく消毒してください。
- ②回収ボックスに備え付けのビニール袋に入れ歯と用紙を入れ、回収ボックスに投函して下さい。

市民活動に取り組む皆さんへ



イベントなどの情報を手軽に見ることができれば、参加しやすいよね。

会員を増やしたい、イベントの参加者を増やしたいと思っている市民活動団体の方が、多くいらっしゃるのではないのでしょうか。市民活動のページや市民活動情報コーナーは、市民活動に関する情報を、多くの市民のみなさんにお知らせするための情報交流の場です。これらを利用することで、イベント参加者や団体会員が増えるきっかけとなり、みなさんの活動がより充実するのではないのでしょうか。みなさんの活動をPRする場として、是非ご活用ください！

久喜市市民参加条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 市民参加の手續（第5条－第15条）
- 第3章 市民参加推進員制度（第16条）
- 第4章 市民参加計画等（第17条）
- 第5章 雑則（第18条－第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、久喜市自治基本条例（平成16年久喜市条例第17号）第2章に規定する基本原則にのっとり、市民参加の基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民が市政に関して意見を述べ、又は提案することをいう。
- (2) 協働 市民及び市がそれぞれの役割及び責任の下で、協力して公共的課題の解決に当たることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。
- (4) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（市民の責務）

第3条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加をするよう努めるものとする。

- 2 市民は、自主的かつ主体的に市民参加をするよう努めるものとする。
- 3 市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して市民参加をするよう努めるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、市民に分かりやすい情報の提供に努め、市民との情報の共有に努めなければならない。

- 2 市は、市民に対して説明責任を果たすよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加の機会を確保するとともに、その拡充に努めなければならない。
- 4 市は、市民の意向を把握し、市の施策に反映させるよう努めなければならない。

第2章 市民参加の手續

（市民参加の対象）

第5条 市の機関は、次に掲げる施策（以下「対象施策」という。）を実施しようとするときは、

市民参加を求めなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
 - (4) 市民の生活に重大な影響を及ぼす条例の制定、改正又は廃止
 - (5) 公共の用に供される大規模な市の施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
- 2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、対象施策のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参加を求めないものとする。
- (1) 軽易と認められるもの
 - (2) 緊急に実施しなければならないもの
 - (3) 法令の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
 - (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 3 市の機関は、前項の規定により市民参加を求めないこととしたときは、その理由を公表するものとする。
- 4 市の機関は、対象施策以外の施策（第2項各号に掲げるものを除く。）にあっても、市民参加を求めることができる。

（市民参加の方法）

第6条 市の機関は、前条第1項又は第4項の規定により市民参加を求めるときは、次に掲げる市民参加の方法のうち1以上の方法によらなければならない。

- (1) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもので、その構成の全部又は一部に市民が含まれるものをいう。以下同じ。）への付議
- (2) 市民意見提出制度（市の機関が施策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する制度をいう。以下同じ。）の実施
- (3) 市民説明会（市の機関が施策の趣旨、目的、内容等に対しての説明を行い、これに対して市民と市の機関及び市民同士の意見交換を目的とする集まりをいう。以下同じ。）の開催
- (4) ワークショップ（市の機関が施策に対して複数の市民との一定の合意形成を図るために行う手法で、市民と市の機関及び市民同士の自由な議論を目的とする集まりをいう。以下

同じ。)の実施

(5) 市民政策提案制度(市の機関が市民に政策の提案を求め、提案された内容を検討し、意思決定を行うとともに、提案に対する考え方を公表する制度をいう。以下同じ。)の実施

(6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

2 市の機関は、前項の規定により市民参加の方法を実施するときは、当該市民参加による市民の意見又は提案を施策の決定に反映させることができる適切な時期に、これを実施しなければならない。

(審議会等の委員の選任及び会議の公開)

第7条 市の機関は、審議会等の委員を選任しようとするときは、次の各号に掲げる事項につき、当該各号に定める基準によらなければならない。ただし、法令又は条例の規定により委員の構成が定められているとき、その他当該基準によらないことに正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(1) 公募による委員の比率 審議会等の委員総数(以下「委員総数」という。)の30パーセント以上とする。

(2) 男女の構成比率 男女いずれの委員数も委員総数の30パーセント以上とする。

(3) 同一の審議会等において継続して在任することができる期間 10年以内とする。

(4) 委員を兼任することができる審議会等の数 5以内とする。

2 市の機関は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名及び選任の区分を公表するものとする。

3 審議会等の会議の公開及び会議録の写しの閲覧は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例(平成14年久喜市条例第29号)の規定によるものとする。

(審議会等の委員公募の公表)

第8条 市の機関は、審議会等の委員を公募により選任しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 審議会等の名称及び内容

(2) 委員の任期

(3) 応募資格及び応募方法

(4) 募集する委員の人数及び選考方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(審議会等の委員の応募資格及び選考)

第9条 審議会等の委員を公募する場合における当該委員に応募する資格を有する者は、18歳以上の市民(市内に居住し、通勤し、又は通学する者に限る。第15条及び第16条第1項において同じ。)とする。

2 審議会等の公募による委員の選考の方法その他の事項については、規則で定める。

(市民意見提出制度の実施の手続)

第10条 市の機関は、市民意見提出制度を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 市民意見提出制度の実施の対象となる施策(以下この条において「施策」という。)の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 施策の案、概要及び当該案に関する資料

(3) 施策の案に対する意見の提出方法、提出期間及び提出先

(4) 施策の案に対する意見を提出できるものの範囲

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 市の機関は、施策の案を公表した日から起算して30日以上期間を設けて、意見を募集しなければならない。ただし、当該期間を設けることができない特別な事情があるときは、この限りでない。

3 市の機関は、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行ったときは、当該意見の概要及び当該意見に対する考え方並びに施策の案を修正したときはその修正した内容を公表しなければならない。ただし、久喜市情報公開条例(平成12年久喜市条例第53号)第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に該当すると認められるものは公表しないものとする。(市民意見提出制度の実施により意見を提出できるものの範囲)

第11条 市民意見提出制度の実施により意見を提出することができるものの範囲は、市民、市に対して納税義務を有するもの及び当該市民意見提出制度の実施の対象となる施策に利害関係を有するものとする。

(市民説明会の開催の手続)

第12条 市の機関は、市民説明会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 市民説明会の開催日時及び場所

(2) 市民説明会の議題及び当該議題に関する資料

(3) 市民説明会に参加できるものの範囲

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 市の機関は、市民説明会を開催したときは、その開催の記録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当すると認められるものは公表しないものとする。

(市民説明会に参加できるものの範囲)

第13条 市民説明会に参加して意見を述べることができるものの範囲は、市民、市に対して納税義

務を有するもの及び当該市民説明会の議題に係る施策に利害関係を有するものとする。ただし、市の機関は、必要があると認めるときは、その範囲を広げ、又は狭めることができる。

(ワークショップの実施の手続)

第14条 ワークショップの実施については、前2条の規定を準用する。

(市民政策提案制度の実施の手続)

第15条 市民は、市の機関が実施する市民政策提案制度による場合のほか、対象施策(第5条第2項各号に掲げるものを除く。)の範囲内において、自発的に市の機関に対して政策の提案をすることができる。

2 前項の政策の提案は、13歳以上の市民の5人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から市の機関に対して行うものとする。

3 市の機関は、市民に対して政策の提案を求めようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 提案を求める目的
- (2) 提案の提出方法、提出期間及び提出先
- (3) 提案をすることができる者の範囲
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

4 市の機関は、市民から提案された政策の内容を検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、これらを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当すると認められるものは公表しないものとする。

第3章 市民参加推進員制度

(市民参加推進員の公募、登録及び役割)

第16条 市長は、市民参加を推進するため、13歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録するものとする。

2 前項の規定による市民参加推進員の登録を受けようとする者は、市長に当該登録に係る事項を届け出なければならない。

3 第1項の規定による市民参加推進員の登録の期間(以下「登録期間」という。)は、登録した日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までとする。

4 市民参加推進員は、登録期間内において登録した事項に変更があったとき、又は登録を辞退するときは、市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、市民参加推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 登録を辞退する届出を提出したとき。

(3) 登録に係る事項の届出又は登録した事項の変更の届出に虚偽の事項を記載したとき。

(4) 市民参加推進員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

6 市の機関は、市民参加推進員に対して市民参加に関する情報を提供するとともに、市民参加に関しての協力を依頼するものとする。

7 市民参加推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 市の機関からの市民参加に関する情報の提供に基づき、積極的に市民参加をするよう努めるとともに、市民に対して市民参加を働きかけること。

(2) この条例に定める事項に関し意見を述べ、又は提案すること。

第4章 市民参加計画等

(市民参加計画及び実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の実施の予定を取りまとめ、市民参加計画を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、前年度における市民参加計画の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第5章 雑則

(他の制度との調整)

第18条 市民参加に関しこの条例に規定する事項について、法令又は条例に特別な定めがあるときは、その定めるところによる。

(条例の見直し)

第19条 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

(委任)

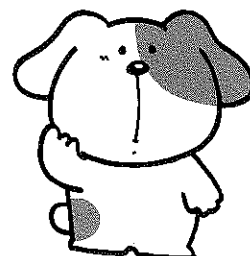
第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約があるものその他正当な理由により市民参加を求めることが困難であるものについては、第2章の規定は、適用しない。



久喜市市民活動推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、久喜市自治基本条例（平成 16 年久喜市条例第 17 号）第 2 章に規定する基本原則にのっとり、市民活動の推進に関する基本的事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 市民がコミュニティを通して公共的課題を解決することを目的として行う自発的かつ自主的な活動で、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

ウ 政治上の主義を促進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。

(3) 協働 市民及び市がそれぞれの役割及び責任の下で、協力して公共的課題の解決に当たることをいう。

(4) コミュニティ 今暮らしている地域をより良くすることを目的とし、多様な活動への参画を通して形成されるつながり、組織及び集団をいう。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、自己が暮らす社会に関心を持ち、協働によるまちづくりに関し、自らできることを考え、行動するよう努めるものとする。

2 市民は、市民活動に関する理解を深め、その活動の推進に協力するよう努めるものとする。

3 市民は、市民活動の推進に必要な情報、技術等の自主的な提供に努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第 4 条 市民活動を行うものは、自己の責任の下に活動し、その活動の内容が広く市民に理解されるよう努めるとともに、その活動への市民の参加を促進するよう努めるものとする。

2 市民活動を行うものは、その活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(市の責務)

第 5 条 市は、市民及び市民活動を行うものと協力して、市民活動の推進に努めなければならない。

2 市は、市民活動の推進のために必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない。

3 市は、市民活動の推進のために、コミュニティづくり及びコミュニティ活動の推進に努めなければならない。

4 市は、市民活動の推進に関する施策に係る情報の公開に努めなければならない。

5 市は、市の職員に対して市民活動に関する啓発、研修等を実施するとともに、職員自らが協働を認識するための機会が得られるよう努めなければならない。

(市の基本施策)

第 6 条 市は、市民活動を推進するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 市民活動に対する財政的支援を講ずること。

(2) 市民活動のための場所を提供すること。

(3) 市民活動に関する情報提供及び学習の機会を提供すること。

(4) 市民活動を支える人材を育成すること。

(5) 市民活動を行うものの相互の交流及び連携を図ること。

(6) 市民活動の実態を把握し、調査すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要と認められる施策

(協働による事業)

第 7 条 市民活動を行うもの及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、協働して事業を行うよう努めるものとする。

2 市民活動を行うもの及び市長は、協働して事業を行うに当たっては、当該事業に関する基本的事項を定めた協定等を締結するものとする。

3 市は、協働して事業を行うに当たっては、公平性、公正性及び透明性を確保するよう努めるものとする。

4 協働して事業を行おうとする市民活動を行うものは、あらかじめ市長に申請し、登録を受けなければならない。

5 前項の規定により登録を受けることができる市民活動を行うものは、その代表者を含め 3 人以上の役員を有するものでなければならない。

6 第 4 項の規定により登録を受けた市民活動を行うもの（以下「市民活動団体」という。）は、登録した事項に変更があったとき、又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

7 市長は、市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 第 4 項の規定による申請又は第 6 項の規定による変更の届出に虚偽の事項を記載したとき。

- (2) 第5項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 解散したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が登録を取り消すことに相当の理由があると認めたとき。
(市民活動推進のための組織)

第8条 市は、市民活動の推進及び市民活動を行うものの相互の交流を図るため、市民活動推進のための組織を設置することができる。

- 2 市民活動推進のための組織は、市民活動を行うもので構成する。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

協働の まちづくり の推進に 向けて

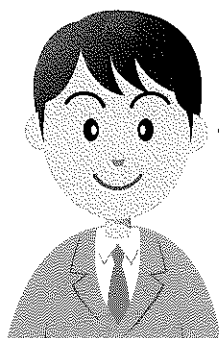
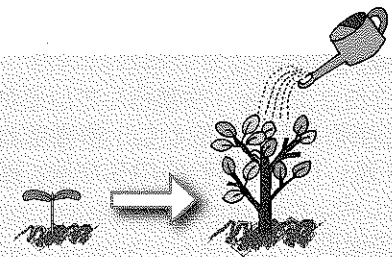
平成19年4月1日から、協働のまちづくりを推進する3条例（自治基本条例、市民参加条例、市民活動推進条例）の進行管理を行う市民参加推進課が設置されました。

これにより、市政への市民参加、市民活動の推進についての情報を公表したり、これらに関しての意見・提案・相談などを受け付けたりする窓口が一つの課に集約されたこととなります。

市といたしましても、より一層の市民参加・市民活動の推進を図ってまいりますので、市民の皆様には、これらの条例の目的、内容等をご理解いただき、久喜市らしい協働のまちづくりが推進できるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、3条例について「いいひといいまちいきいき講座」（指定された場所へ職員が出向いてお話するという、出前式の講座です。）などにより、協働のまちづくりについて共に考えてまいりたいと考えておりますので、ぜひご活用ください。

自治基本条例の制定による「協働」の芽生えが、市民参加条例・市民活動推進条例の制定により、少し成長しました。今後も、市民の皆さんと一緒に「協働」の木を育てていきたいと思っております。



市民参加、市民活動に関しての市民の皆さんからのご意見、ご提案をお待ちしております。

お問い合わせ先

久喜市 市民経済部 市民参加推進課

電話 0480-22-1111

内線 2382 ~ 2384

FAX 0480-22-3319

電子メールアドレス shiminsanka@kuki-city.jp